

# 奈良県教育委員会教育長訓令第十四号

事務局一般  
県立学校  
学校以外の教育機関

奈良県教育委員会行政文書管理規程（平成元年十二月奈良県教育委員会教育長訓令甲第五号）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 矢和多 忠 一

第三条第六項中「教育企画課長」を「総務室長」に改める。

第四条（見出しを含む。）中「教育企画課長」を「総務室長」に改める。

第七条第一項第一号中「教育企画課」を「総務室」に改める。

第十一条中「教育企画課又は教育企画課長」を「総務室又は総務室長」に改める。

第十二条及び第十三条中「教育企画課長」を「総務室長」に改める。

第十四条第一項中「、教育企画課」を「、総務室」に改め、同条第五号中「教育企画課長」を「総務室長」に改め、同条第二項中「教育企画課長」を「総務室長」に、「教育企画課」を「総務室」に改め、同条第四項中「教育企画課」を「総務室」に改める。

第十六条第一項中「教育企画課長」を「総務室長」に改め、同条第三項第二号中「教育次長決裁」を「理事及び教育次長決裁」に改める。

第十九条中（見出しを含む。）「教育企画課」を「総務室」に改める。

第二十条中「総務福利課」を「総務室」に改める。

第二十二条第二項中「教育企画課長」を「総務室長」に改め、同条第三項中「教育企画課又は教育企画課長」を「総務室又は総務室長」に改める。

第二十四条中「教育企画課長」を「総務室長」に改める。

第二十五条第一項中「教育企画課」を「総務室」に改め、同条第三項中「教育企画課長」を「総務室長」に改める。

第二十八条中「教育企画課長」を「総務室長」に改める。

第三十条中「教育企画課」を「総務室」に改める。

第三十一条中「教育企画課長」を「総務室長」に改める。

第三十二条第一項中「教育企画課において」を「総務室において」に、「教育企画課保存文書」を「総務室保存文書」に、「教育企画課長」を「総務室長」に改め、同条第

二項中「教育企画課」を「総務室」に改め、同条第三項中「教育企画課長」を「総務室長」に改める。

第三十三条第一項中「教育企画課長」を「総務室長」に改める。

第三十三条の二第一項中「教育企画課」を「総務室」に改め、同条第二項中「教育企画課長」を「総務室長」に改める。

第三十三条の四第一項中「教育企画課長」を「総務室長」に改める。

別表中

|        |        |        |
|--------|--------|--------|
| 生涯学習課教 | 教育企画課教 | 総務福利課教 |
| 生      | 企      | 総      |

|      |      |        |
|------|------|--------|
| 総務室教 | 福利課教 | 学校支援課教 |
| 総    | 福    | 学      |

|        |      |
|--------|------|
| 権教育課教人 | を人権・ |
|--------|------|

|         |              |
|---------|--------------|
| 社会教育課教人 | に改め、同表中図書情報館 |
|---------|--------------|

の項、青少年野外活動センターの項、檀原公苑の項及び県営プールの項を削る。  
第七号様式中「~~教育企画課長~~」を「~~教育企画課長~~」に改める。

第十一号様式中「~~教育企画課長~~」を「~~総務室長~~」に改める。